

資料 4

第1回自治体ポイントの活用可能性と運用上の 課題に関する検討会資料

自治体ポイントに係る 都城市の取組について

宮崎県都城市役所

■ 公共施設利用に係る歳入・歳出の整理①

商工政策課（自治体ポイント予算計上課）

（１）歳入：雑入（クレジット会社等）

（２）歳出：交付金（商店等）

※予算は歳入・歳出ともに、相当額を毎年度計上

公共施設利用の場合（ex.美術館）

美術館で入館料の調定を立てた上で、歳入として受ける。

商工政策課は、支出伝票を起こし、歳出として支払い。

美術館において、減免としては処理をしていない。

■ 公共施設利用に係る歳入・歳出の整理②

理由

- ◆ 商工政策課の決算上、受入額のうち、実際に利用された額を把握したい。
- ◆ 歳入が二重となるが、商工政策課の予算はあくまでも仮受けしたもの（お預かりしているもの）を支払うのみとの認識であるため、実際にポイントが使われた時点で、当該公共施設で歳入計上することに問題があるとは考えていない。【使途が決定した時点で、初めて純粋な市の収入となる。】
- ◆ 公共施設の評価指標の一つとして、歳入額（入館料等）もあるため、軽々に減免といたくない。

■ 請求書に係る整理①

検討の背景

市が商店等へ支払うべき金額については、自治体ポイント管理クラウドにおける確認が可能であることから、IT化を進めている中で、各商店等の負担となる請求書が必要であるか。

※端数の支払いでポイントを使用した場合等、請求書の郵送料が請求金額以上となる場合もある。

問題点の把握

- 地方自治法において、請求書に係る定めはないことから、本市の財務規則上の問題。財務規則上は、「原則」請求書を必要としており、自治体ポイントを例外として認めていない。
- 請求書不要とした場合、システムにのみ頼った支払いとなり、仮にシステムに誤謬が生じた場合、チェックできない。

■ 請求書に係る整理②

問題点への考え方・対応

- 自治体ポイントは、歳入の範囲内での支出となるため、大きなリスクではない。
- 月締め後、翌月5日までに市及び事業者の両者でシステムを確認し、支払いをする旨を、事業要綱に規定し、両者の確認後支払を実施することとする。
- 財務規則の改正に際しては、「肉と焼酎のふるさと都城ポイント（以下この号において「ポイント」という。）に係る交付金。ただし、自治体ポイント管理クラウドにより地域経済応援ポイント活用事業の加盟店において、ポイントが利用されたことを確認できる場合に限る。」を例外規定し、請求書無しでの事務運用を行い、問題点等の把握を実施。

リスク不安解消のため、自治体ポイントへのブロックチェーン導入の期待